

今後の I P M 実践指標モデルの策定について（案）

1 . I P M 実践指標モデルの策定の経緯

- (1) I P M 実践指標モデルについては、総合的病虫害・雑草管理（ I P M ）実践指針にあるとおり「今後主要作物別にその充実を図ること」としており、第 4 回 I P M 検討会において「今後の I P M 実践指標モデルの策定方針について（案）」について検討を行い、専門部会の設置について承認され、対象作物の選定については専門部会で検討するとされた。
- (2) 第 4 回 I P M 検討会の後、17 年度は 2 作物の I P M 実践指標モデルを策定することを目標とし、次の観点で優先度の高い分野の専門部会を立ち上げることとした。
- 栽培面積が大きい
 - 全国的に栽培されている
 - 環境負荷の大きい露地栽培が主体であること
- (3) (2) の から に基づく作物分類ごとの優先度は、工芸作物は栽培地域に限られること、花きは栽培面積が小さく、施設栽培の占める割合が高いこと、飼料作物はほとんど防除が行われない実態から、野菜、果樹、麦等の畑作物が高いと考えられた。
- (4) さらに、野菜・果樹は、麦等の畑作物に比べ化学的防除以外の防除技術が多様であり、慣行栽培での化学合成農薬による防除回数が多いことから I P M の取組みの優先度は高いと考えられた。
- (5) 以上のことから、17 年度は果樹、野菜の専門部会を立ち上げることとした。

(6) 第1回野菜・果樹専門部会で検討を開催し、野菜専門部会ではIPMの技術が多いこと、他のアブラナ科のハクサイやダイコン等の指標作成にも応用が期待できること等から判断して「キャベツ」を対象とすることとなった。

果樹専門部会では天敵利用などIPMの技術が蓄積されていること、栽培面積が果樹の中で最も多いこと等から判断して「カンキツ」を対象とすることとなった。

2. 今後のIPM実践指標モデルの策定について

指標モデルは、都道府県が各地域でIPM実践指標を作成する際の参考とするものであり、主要作物で作成することとしていることから、その選定については、以下について留意する必要があるのではないかと。(別添参考資料を参照)

(1) 栽培面積が大きいこと

(2) 栽培地域に偏りが少ないこと

(3) IPM要素技術が一定程度確立していること

(4) 上記(1)～(3)の条件を全て満たさない場合でも、IPM要素技術を提示することが可能ではないか

例：IPM要素技術のみ提示すること

特定の地域を想定したモデルを作成すること

(5) 既に作成した水稲、露地野菜(キャベツ)、常緑果樹(カンキツ)以外の作物分類の作物のモデルを作成すること

例：施設野菜(トマト、ナス等)、落葉果樹(リンゴ、ナシ等)、畑作(大豆、バレイショ等)及び特用作物(茶)等

一方、必要であれば既に作成した作物と同じ作物分類から選定すること

例：露地野菜(ホウレンソウ、ネギ等)

資料3(参考)

資料3に対する事前意見集約

資料番号	項目	該当箇所		意見・提案	理由
資料3	2. 今後のIPM実践指標モデルの策定について	(4) 上記(1)～(3)の条件を全て満たさない場合でも、IPM要素技術を提示することが可能ではないか。	高橋委員	例示2の地域限定モデルも含め、可能と考える。	指標モデルは、あくまで都道府県がIPM実践指標作成の参考に作成するものである。したがって、条件を全て満たす作目が優先することにはなるが、次の対象とする作目は重要度を勘案し選定する。
資料3	2. 今後のIPM実践指標モデルの策定について	(5) 既に作成した水稲、露地野菜(キャベツ)、常緑果樹(カンキツ)以外の作物分類の作物のモデルを作成すること	高橋委員	野菜は施設野菜(トマト、ナス、キュウリ)、果樹は落葉果樹(リンゴ、ナシ)、畑作物は(ダイズ、バレイショ)について実践指標モデルを策定する。()内のどの作目を対象にするかは、野菜、果樹および新たに立ち上げる畑作、のそれぞれの専門部会で選定する。	栽培法や作物分類が違えばIPM技術は大きく異なる。次に対象とする作目は、これまでと異なる栽培法、作物分類から選定することが妥当と考える。
資料3	2. 今後のIPM実践指標モデルの策定について	(5) 既に作成した水稲、露地野菜(キャベツ)、常緑果樹(カンキツ)以外の作物分類の作物のモデルを作成すること	田澤委員	「施設野菜」「落葉果樹」「畑作物」の指標モデル策定は必要と考える。しかし、検討会ではこれ以上は策定する必要はない。	モデル指標はあくまで、各県レベルで実践指標を作成するうえでの参考であり目安となるべきもの。各県が必要と認識した作物を選定すべきであり、各県の自然環境や発生状況などに合わせ、生物的、耕種的、化学的な防除手段等を積み上げていけばよい。 <u>作物別、要素技術の体系を示し過ぎることにより、県や農家の独自性が損なわれる恐れがあるのではないか？</u> モデル指標も大切であるが、農家が選択し使用可能な各種要素技術(適応作物、適用地域、施用時期、市販の有無、使用法、効果等)のデータ蓄積と、今後さらに追加される試験研究機関や大学、民間企業等で実証されていく新技術の常時更新が必要と考える。 実践指標のみに縛られるIPM普及ではなく、農家の創意と工夫が発揮できるような人づくり、体制づくりが重要ではないか。 そのためにどうすればよいのか、今後のIPM検討会の重点課題とすべき。

資料番号	項目	該当箇所		意見・提案	理由
資料3	2. 今後のIPM実践指標モデルの策定について	策定条件	西尾委員	<p>下記のように変更する。</p> <p>(1)化学農薬削減の要望が高い。 (2)栽培面積がある程度大きい。 (3)栽培が特定地域に限定されない。 (4)IPM技術がある程度集積しており、 IPM技術の普及が期待できる。 こうした選定条件を踏まえ、IPM技術の導入の必要性が高く、かつ、その普及が期待できるものとして、次の作目について今後検討を行う。</p>	<p>こうした条件を踏まえれば、全国的に展開している施設栽培の野菜品目や、東海、関東、近畿、九州で生産されチャは、IPM技術が集積し、その普及が期待できるものとして候補になりうる。</p> <p>原案が露地栽培に限定しないことに賛成。しかし、原案の(4)の特定地域を対象にしたIPM技術要素のみを示すのは、都道府県が行えることであり、不要。</p> <p>原案の(5)は策定条件ではなく、策定条件を踏まえて、結論として、今後の検討品目として宣言すべきことがら。</p>
資料3	2. 今後のIPM実践指標モデルの策定について	(1)栽培面積が大きいこと (2)栽培面積に偏りが無いこと (3)IPM要素技術が一定程度確立していること (4)上記1～3の条件 (5)既に作成した水稻、露地野菜、常緑果樹以外の作物分類の作物のモデルを作成すること	榑井委員	<p>(1)面積の大小ではなく、産業として重要性の高い作物でどうか。 (2)東日本、西日本の分け方もあるのではないかと。 (3)ある程度要素技術が確立している方がよい。 (4)ある程度は可能と思うが、栽培全体を通じたIPMモデルを提示できないと、意義が薄くなるのではないかと。 また、要素技術開発が遅れている作物については、技術開発に取り組める様に配慮する。 (5)施設野菜ならトマトまたはナスでよい。落葉果樹はリンゴ(北日本)とナシ(西日本)でよい。畑作ならダイズが良い。ただし、北日本と西日本では発生する病害虫が異なり、2つのモデルが必要になるかもしれない。特用作物なら、チャが良い。</p>	<p>(5)トマト、ナシ、リンゴ、ダイズ、チャと、同時に5部会がモデル作成に取り組むこととなるが、大丈夫か。作物に優先度を付け、順次進めていく方がよいのではと考える。</p>

